

乳幼児保育  
第1回目  
サポート授業

2024年11月  
26日

- 1、乳幼児保育の意義・概念と歴史的変換
- 2、乳幼児保育の役割と機能、保育における養護と教育

東北こども福祉専門学院

講師 三浦 えみ子

# 1、乳幼児保育の意義・概念と歴史的変換 (P1~P13)

## ●赤ちゃんの誕生

- 動画「命の始まり」
- 動画「命の誕生の記録」

# 第1章 乳幼児保育の意義・目的と役割 P 3

## 第1節 乳児の定義及び概念

### ○児童福祉法第1章総則第4条

- ・「児童とは18歳に満たない者」
- ・「乳児は1歳に満たない者」
- ・「幼児は満1歳から小学校就学に達するまで」

(児童福祉施設に該当する児童養護施設・乳児院  
母子生活支援施設・障害児入所施設・保育所・認定こども  
園・小規模保育事業所<第6条の3に定めている>に適用)

## ○保育所では

- ・ 0歳から3歳未満を乳児保育の対象に乳児保育の対象にしている

## ○発達理論的捉え方〈乳児から幼児へ〉

- ①歩行は1歳半頃には確立している
- ②乳汁栄養からの脱却 離乳食を経て幼児食が食べられる
- ③言葉の出現(1語文)意思伝達として言葉を発するようになるようになる

## ○一般的には0歳を「赤ちゃん」と称する（誕生から1歳迄）

おおよその言葉の発達目安は以下になります。

年齢	語彙数	文章	言葉
1歳	約3語	1語文	「タ・ダ・ナ行」「パ・バ・マ行」
1歳半	約30語		
2歳	約300語	2語文	「カ・ガ行」
2歳半	約450語		
3歳	約900語	3語文	「ハ行」「シャ・チャ行」「シ」「チ」の音
3歳半	約1200語		
4歳	約1600語		「サ・ザ・ラ行」「ツ」の音
4歳半	約1800語	4語文	
5歳	約2000語		

※ 子どもの発音と言葉のハンドブック 山崎祥子著 芽ばえ社

## 第2節 乳児保育の意義と目的 P3

### 1、乳児保育の意義

○乳児期は、人間の生涯にわたる時間のうちでも最も成長発達が著しい

- 乳児期は一日に25 g ~30 g、1ヶ月で1キロの増加
- 3000グラム50センチで出生⇒一年後には、**体重は3倍に、身長は1.5倍に成長**
- 不安定な頸椎の強度は3か月を超えると安定し、お座りやハイハイを経て、**1歳3か月頃には歩行する**
- 人間の発達は連続的成長である

**新生児⇒乳児期⇒幼児期⇒児童期⇒思春期⇒成人期**

## ○栄養摂取に見られる発達

- ・乳汁栄養摂取にのみ依存していた内臓機能であるが、  
離乳食を経て幼児食を食べるようになる

## ※離乳食の進み方

- ・前期 5ヶ月～6ヶ月
- ・中期 7ヶ月～8ヶ月
- ・後期 9ヶ月～10ヶ月
- ・完了期 10ヶ月～12ヶ月

※参照 PW 「離乳食について」

※参考 動画「赤ちゃんの一日」 生後1週間の赤ちゃん

※参考 動画「赤ちゃんの一年」

## ○認知機能の発達

- ・ 4ヶ月には**※社会的微笑**で周囲の人とコミュニケーションを取るようになる
- ・ 7・8ヶ月では特定の人との**「愛着の絆」**による人見知りをする
- ・ 12ヶ月前後には、「言葉」の存在を察知し、**指差し、難語**を経て1語文の発話が可能となる

## ○ポルトマンの理論（生理的早産）

- ・ 哺乳動物は、生まれてすぐに立ち歩きですが、人間は歩行迄に1年を要する程、**未熟な状態で生まれる**

## ○社会情動的側面における育ちが大人になってからの生活に影響を及ぼす事が明らか<保育所保育指針解説P5より>



## ○子どもの育つ環境の問題

- ・ 少子化・地域のつながりの希薄化・共働き家庭の増加等、自生的な育ちが困難

※PW「赤ちゃんの原始反応について」

※PW「非認知能力を育てる」

※PW「ヘックマン　ペリー教育プログラム」

## ○乳児保育の意義

- ・ 成人へとつながる初期的成長を、家庭養育と共に児童福祉施設において、保育の専門性を持った保育士が保育という営みを通して行う事
- ・ 十分な支援体制を構築して行く事が保育の専門的意義

# 社会的微笑（しゃかいてきびしょう）とは

社会的微笑とは、赤ちゃんが授乳や抱っこ、声掛けなどの行為に対して、対象者に笑顔を作ることを言います。

前述したとおり、赤ちゃんは新生児から生後4か月までの間に、「笑顔を見せる」「抱っこする」「声を掛ける」という行為に対して、笑顔を見せるようになっていきます。これは外発的微笑から、社会的微笑に移行していることを意味します。

# 社会的微笑が起きる理由

赤ちゃんは、パパやママが赤ちゃんを抱っこしたり、声を掛けることと、自分が笑顔を作ることに関係性があることを学習します。つまり、笑顔を作ることで抱っこや声かけが増えることを理解できるようになるわけです。

赤ちゃんは、パパやママの抱っこや声かけによって安心感を得られるため、より安心感を得るために笑顔を模倣する回数が増えていきます。

# 外発的微笑（がいはつてきびしょう）とは

外発的微笑とは、授乳や抱っこ、声掛けなど外部からの刺激に対して、赤ちゃんの口角が上がって笑顔に見える表情を作ることです。

## 外発的微笑が起きる理由

生理的微笑と外発的微笑の違いは、生理的微笑は外部刺激など関係なく反射として笑顔を作ることに対して、外発的微笑は外部刺激を受けたことによって笑顔を作ります。

# 生理的微笑（新生児微笑、自発的微笑）とは

生理的微笑とは、新生児期の赤ちゃんが、口角を上げて笑った（ように見える）表情を作ることです。生理的微笑は、「新生児微笑（しんせいじびしょう）」「自発的微笑（じはつてきびしょう）」とも言われます。

新生児期の赤ちゃんが見せる笑顔は、何かを面白がっているわけでも、誰かに愛想を振りまいているわけでもありません。

新生児期以降で赤ちゃんが笑う行為は、大人の真似をすることで徐々に身につけていきますが、新生児期に赤ちゃんが笑う生理的微笑は、そのような学習の前に反射的に行うものです。

# 生理的微笑が起きる理由

生理的微笑が起きる理由は明確ではありませんが、主に以下の理由で赤ちゃんが笑っているように見えると考えられています。

## 生理的微笑 | 新生児微笑が起きる理由

- ・ 神経反射によって顔の筋肉が緊張している
- ・ 表情を作る筋肉を動かす発達の過程である

# 愛着(アタッチメント)とは

- 愛着とは、イギリスの精神科医ボウルビィ, J. が提唱した、乳幼児が養育者に対して形成する絆を云う
- 英語では「attachment」と表記され、日本語では「愛着」と訳されるか「アタッチメント」とカタカナ表記される。
- 赤ちゃんは、安全や安心、保護への欲求を抱きそれらの欲求を満たしてくれる養育者とのやりとり積み重ねられるうちに、養育者への愛着を形成して行く。
- 特定の養育者が愛着対象となることや、周囲の環境を認識する力が向上することにより、愛着対象以外の人に対して人見知りを始める。
- 養育者は、母親であることが多いが必ずしも母親とは限らず、世話を中心的に担っている父親や祖父母などが、養育者となることがある。

## 2、乳児保育の目的 P6

○「保育」とは、親以外の第三者が、子どもの生命を守り、養護し、健やかな成長を助け教育して行く意味

○「乳児保育」は乳児の保育をしていく事（対象が乳児）

（1）保育士の専門性

○保育士の定義

- ・児童福祉法第18条の4「保育士の名称を用いて専門的知識及び技能を持って児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う事を業とする者をいう」

（2）子どもの最善の利益

○「子どもにとって最も善い事」を考えていく



## ※保育士の専門性

- ①子どもの発達を援助する知識と技能
- ②生活援助の知識と技能
- ③保育の環境を構築して行く知識と技能
- ④遊びを豊かに展開して行く知識と技能
- ⑤気持ちに寄り添い、適宜必要な援助をしていく関係構築の知識と技能
- ⑥保護者等への相談・援助に関する知識と技能

## (2) 子どもの最善の利益

○こどもにとって最も善いことを考えて行く

○保育所指針

### 保育の基本原則(2) 保育の目標

#### (2) 保育の目標

ア 保育所は、こどもが生涯に渡る人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため保育所の保育は、**子どもが現在を最も善く生き、望ましい未来をつくりだす力の基礎を培うために**次の目標を目指して行わなければならない。

# 「1 保育所保育に関する基本原則 (1) 保育所の役割」 の解説

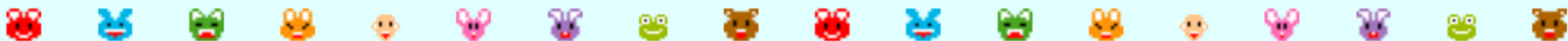
「子どもの最善の利益」については、平成元年に国際連合が採択し、平成6年に日本政府が批准した児童の権利に関する条約(通称「子どもの権利条約」)の第3条第1項に定められている。子どもの権利を象徴する言葉として国際社会等でも広く浸透しており、保護者を含む大人の利益が優先されることへの牽制や、子どもの人権を尊重することの重要性を表している。

平成28年6月の児童福祉法改正では、こうした子どもを権利の主体として位置付ける児童福祉の理念が明確化され、第1条に「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と定められた。

保育所は、この理念の下、入所する子どもの福祉を積極的に増進することに「最もふさわしい生活の場」であることが求められる。一人一人の心身共に健やかな成長と発達を保障する観点から、保育所における環境や一日の生活の流れなどを捉え、子どもが様々な人と出会い、関わり、心を通わせる経験を重ねることができるよう、乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かにつくり上げていくことが重要である。

## ●1951年宣言「児童憲章」とは・・・

# 児童憲章



### 🌟 昭和26年5月5日宣言

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

# ・ 1989 年国連総会における「児童の権利条約」の採択⇒子どもの権利とは

## 「子どもの権利条約」が定めている権利

この条約は大きくわけて次の4つの子どもの権利を守るように定めています。そして、子どもにとっていちばんいいことを実現しようとうたっています。



### 1 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。  
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。



### 2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。



### 3 守られる権利

あらゆる種類の虐待（ぎゃくたい）や搾取（さくしゅ）などから守られること。  
障がいのある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。



### 4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

○日本国憲法から**子どもの人権**を考えると・・・

・日本国憲法 第11条「**基本的人権**」

〈国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない〉

・日本国憲法 第13条「**幸福追求権**」

〈国民の誰もが幸福を求め、幸せになる権利〉

・日本国憲法 第25条「**生存権**」

〈国民の生きる権利〉

○児童福祉法 第1条第2項 **児童福祉の理念**

「全ての児童は等しくその生活を保障され、愛護されなければならない」



## 第3節 乳幼児保育の理念と歴的変換 P9

### 1、託児の始まり

- 1872年（明治5年）近代教育制度による誰もが学校教育を受けられる**学校教育制度**が制定
- 1876年（明治9年）文部省（現在文科省）により**東京女子師範学校（現お茶の水女子大学）附属幼稚園**が創設

### 2、保育所の誕生

- 1871年（明治4年）アメリカの宣教師により、日本で生まれた混血の子どもの**救済事業**として誕生
- 1890年（明治23年）新潟県の『あかざわあつとみ』によって開設【**静修女学院附属託児所**】子守りが主の為、「子守学校」「子守学級」と呼ばれ、全国に広がる

### 3、託児所の発展 P11

- 「**双葉幼稚園**」開設（社会福祉的性格を有する保育所の原型）
  - ・ 1900年（明治33年）野口幽香（1866-1950）森島峰（1868-1936）によって開設
- 明治期後期 **託児所開設**（親を亡くした子ども達の託児所）
  - ・ 1904年（明治37年）生江孝之（1867-1957）によって設立
- 日本で最初の公立託児所の開設
  - ・ 1919年（大正8年）**鶴町第一託児所**が大阪市に設立、京都・大坂を中心に増設
  - ・ 親の就労を助ける事を目的とした託児所開設がされていく
  - ・ 1925年（大正14年）に47か所が開設
    - 保育4項目（遊戯・唱歌・談話・手技）取り入れ**

○多くの児童施設の設立（関東大震災後）

- ・1923年（大正12年）児童施設の設立⇒託児所・乳幼児応急措置施設

#### 4、第2次大戦後の保育所 P11

○1947年（昭和22年）児童福祉法の制定

- ・保育所規定 第39条「保育所は、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育する事を目的とする」
- ・託児所⇒保育所への名所変更、児童福祉法に位置付け

※保育所⇒すべての児童の基本的な人権を保障する役割を担う場

○1948年（昭和23年）児童福祉施設最低基準の定め

- ・保育所の施設や職員、保育時間などの基準が明確になる

## 5、乳児保育低迷期

### ○1950年代のヨーロッパ施設の戦争孤児の問題

- ・ 発達の遅れ、コミュニケーションが取れない、自傷行為、疾病率の高さと短命

### ○イギリス心理学者ボウルビーの発信

- ・ **ホスピタリズム（施設病）**

『乳児期に母子分離をする事は精神発達上望ましくない』

### ○日本での『3歳児神話説』

- ・ 「3歳までの子どもにとって母親の養育が重要」

※ボウルビーの発信を後押しすることに

- ・ **1999年の厚生白書での3歳児神話の否定**

「重要なのは保育者によって注がれる愛情の質」

## 6、保育所拡充時代 P13

○1975年児童数は戦後直後の10倍以上に（150万人）

○女性の社会参加の拡大「ポストの数ほど保育所を」

※グループワーク①「3歳児神話について考えよう」

※個人ワーク②「3歳児神話について考えよう」

## ※グループ（個人）ワーク「3歳児神話について考えよう」

①「三つ子の魂100まで」ということわざがありますが、あなたは、このことについてどのような印象を持ちますか。自由に記入してみましよう。

### 3歳児神話に含まれる要素

1. 子供の成長にとっては、3歳までの時期が重要な意味を持つこと。
2. 3歳までは、生来育児に向いている母親が子育てに専念しなくてはならないこと。
3. 母親が3歳まで子育てに専念しないと、子供は寂しい思いをし、将来的に性格が歪む恐れがあること。

●自由に記入してみましよう

## 母性はく奪(マターナル・デプリペーション)とホスピタリズム←

愛着形成が阻害されている状態を母性はく奪(マターナル・デプリペーション)と云う。マターナルデプリペーションが原因で心身に影響がでることを、以前はホスピタリズム(施設病)と呼んでいた。家庭で育てられていても育児放棄や虐待等から、マターナルデプリペーションの状態に陥いり、心身の発達に影響をきたすこともある。近年では入院や養護施設に入所することが直接の原因ではないため、ホスピタリズムと呼ばれることは少なくなり、マターナルデプリペーションと呼ばれることが多くなった。←



## 2、乳幼児保育の役割と機能・保育における養護と教育

### 7、乳児保育所指定制度と一般化 P14

#### ○1969年（昭和44年）の「乳幼児特別保育対策」

- ・0歳児を3名（3に対し保育士1名配置）以上保育し、調乳室・沐浴室・保健室・ほふく室又は保育室等最低基準を満たす保育所を指定、乳幼児保育の充実を図る

#### ○1998年（平成10年）「児童福祉法改正」

- ・保育士配置基準などの見直し  
（基準を満たせば低年齢児保育が可能に）

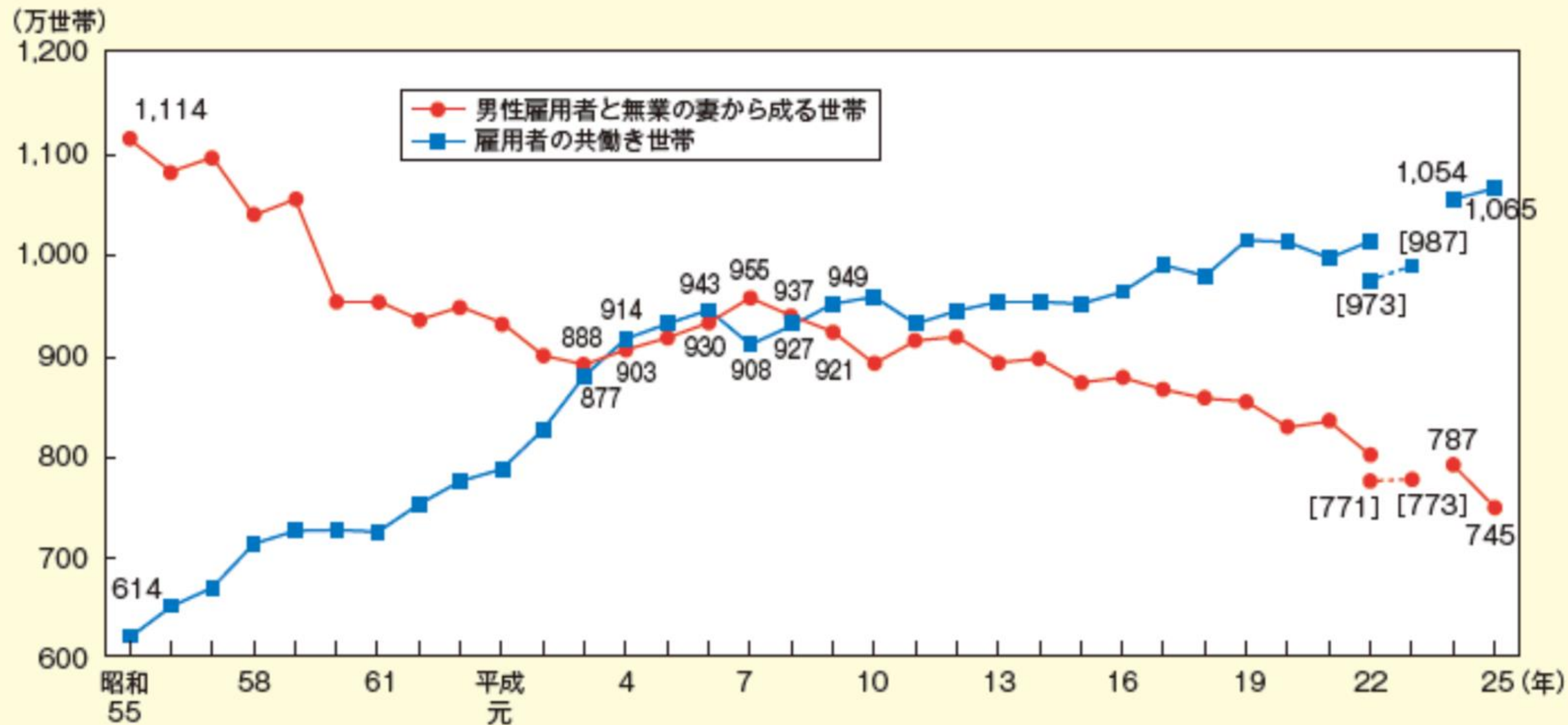
#### ○共働き世帯の増加

- ・共働き世帯の推移（厚生労働省資料から）

#### ○平成24年に成立「子ども・子育て関連3法」 設置基準緩和

# 共働き世帯の推移 (厚生労働省資料から) ←

1-2-8図 共働き等世帯数の推移



## 第4節 乳児保育の役割と機能 P15

### 1、目に見えにくい力の育み

- ポルトマン著「人間はどこまで動物か」1961年、岩波新書
  - 人間が誕生直後に最低限の自立生活が行える様になる為には約21ヶ月母胎内で過ごす必要がある
  - 他の動物は生まれて間もなく歩行や授乳という自立行動が出来る
  - 人間の赤ちゃんは生きて行くための全てを養育者や周囲の大人に依存しなければならない
  - 初期の自立活動に至るまで、養育者との関わりの中で、人間として基本的な人格形成を行う

## ポルトマン 【Adolf Portmann】 1897 - 1982

スイスの生物学者で思想家。生涯のほとんどを生地バーゼルで過ごし、1931年より長く母校バーゼル大学の教授。動物界の広い範囲にわたる比較形態学、発生学、行動学の分野で独自のかつ先駆的な研究をした。その成果をもとに人間学の生物学的基礎づけに進み、著作《人間はどこまで動物か Biologische Fragmente zu einer Lehre vom Menschen》(1944)で教育学などに大きな影響を与えた。

出典 株式会社平凡社世界大百科事典

# 生理的早産とは

- 生理的早産とは、人間の赤ちゃんが自立した生活ができない未熟な状態で生まれてくることを表す概念
- 人間は、生まれてすぐ一定程度の自立した生活を送る能力を備えるには約21ヶ月間の胎内生活が必要なところ、実際は約10ヶ月という短い期間で生まれてくることを、生理的早産と云う
- ポルトマンが、「人間はどこまで動物か」という著書において生理的早産という言葉を使ったのが始まり
- ポルトマンは、生物学的な視点から見て、「人間は、頼りない、無能な生理的早産の状態では生まれてくる。」「人間は、生後1歳になってようやく、他の哺乳類が出生後すぐに実現している発育状態にたどり着く。」と述べており、乳児期を「子宮外胎児期」と表現している
- 人間の赤ちゃんは、「未熟な状態で生まれてくるが故に、成熟しなければならない部分を多く残した可能性に富んだ存在。」と説明されている。

- ・ 野生児事例～ウキペディア参照

- ・ ヘッセンの狼少年

7～12歳ぐらいのときに、ドイツのヘッセンで狼といっしょにいるところを捕獲された少年。発見された時期については1341年との報告と1344年との報告の2つがある。

同じ時期にヴェッテラヴィーでも野生児が捕らえられている。

- ・ クラーネンブルクの少女

1717年8月、クラーネンブルクの山中で保護された少女。言葉はきちんとしゃべれなかった。1718年1月、母親が見つかり引きとられ、その後のことは不明となっている。

少女は生後1歳4か月の1700年5月5日に誘拐されたまま行方がわからないとされていた（つまり発見当時18歳だったということになる）

## • 野生児ピーター

1724年7月27日に発見され、ピーターと名付けられた野生児。ただし発見時のエピソードなどに関して関係者の証言の相違点・矛盾点が指摘されている。スウィフトの作品中にも登場する。

## • ソンジーの少女

1731年9月、フランスのシャンパーニュ地方ソンジー村で発見された少女（ただしそれまでに別の場所で捕獲されたり発見されたりしている）。

発見当時9～10歳程度。魚やカエルを生そのまま食べ、しゃべるかわりに金切り声をあげた。その後、野生児の例としては珍しくある程度言葉を話せるようになり、尼僧になった。伝記作家のラ・コンダミーユは、彼女が2度海を渡ったことがあると話したことから、彼女はエスキモー出身だとしている

## • アヴェロンの野生児

1797年に南フランスのタルヌ県で捕らえられた少年。医師のジャン・イタールにより熱心な人間化のための教育がなされた。

## • カスパー・ハウザー

1828年3月26日にドイツのニュルンベルクで発見された少年。幼少の頃のほとんどを地下牢のような場所に幽閉されていたと考えられている。発見後めざましい回復を遂げたが、1833年12月17日に暗殺される。

## • デビルズリバーの狼少女

1845年メキシコのデビルズ川（英語版）付近で狼の群れに混じって10歳程度の女の子がいることが発見された。一度捕まえたものの、狼の群れが襲ってきて、その隙に逃げられた。



## ローレンツの「刻印づけ」の研究

ローレンツによる研究では、カモやアヒルなどの離巢性の鳥類が孵化した直後に、初めて会った対象に接近したり、後追い行動を示した。

しかし、観察を続けるとこの行動は孵化直後 36 時間前後しか生起しない。  
(臨界期は孵化直後の 36 時間前後となる。)

当初、学習が成立するためにはある程度の知能が必要であり、ものを覚えるのは、後天的な経験によるためであると考えられていた。

この刻印づけでは一瞬で学習が成立した点で、従来の考えと大きく異なる。

## 臨界期(critical period)とは？

- 発達に大きな影響を及ぼす出生直後の経験を初期経験と呼ぶ
  - 初期経験が成立する出生直後のわずかな時期のことをいう。
  - 出生から初期経験までを指す
  - この理論は、初期学習の重要性を提示している
- ※有名な研究にローレンツの刻印づけ(刷り込み)の研究がある。

# 臨界期について

動物はそれぞれ親から受け継いだ遺伝子を持っています。しかし、その遺伝情報は刺激がなければ正常に機能することはできません。例えば、先ほどの猫の場合、視覚に対する正常な遺伝子はあったものの、視覚に対する刺激が、ある「大切な時期」になかったため、視覚機能が失われたのです。

その「大切な時期」というのが「**臨界期（感受性期）**」と呼ばれる時期です。

臨界期は、脳の中で覚えたり感じたりする神経回路（ニューロン）が、外からの刺激により集中的に作られたり、回路の組み替えが盛んに行われる時期です。また、学習を成立させる最も感性豊かな限られた時期でもあります。「視覚の臨界期」「聴覚の臨界期」など、それぞれの動物種のそれぞれの機能には、一生に一度しかない絶対期間の「臨界期」が存在するのです。

# 身体機能発達の段階

- 生後2、3週間になると、目の前にある物体を目で追うようになる
- 生後3、4ヶ月目までには、首がすわり、左右上下に動かせるようになる
- その後腕や手の動作が伴うようになる
- 生後4ヶ月以降、手指の筋肉が発達し、ものが掴めるようになります
- 4、5ヶ月目になると、寝返りをするようになり、背筋や腹筋が発達していく
- 生後5、6ヶ月目になった頃、お座りが出来るようになる
- 生後6ヶ月目くらいから始まるハイハイによって、足を含めた全身の筋肉が発達する
- 生後12か月頃に歩行に必要な足の機能が徐々に整っていく

## 赤ちゃんの身体機能の発達について



赤ちゃんの身体機能の発達には順序があります。つまり赤ちゃんの体の中でもっとも早く発達が始まるのは目で、いちばん最後に発達が始まるのは足。目、首、腕、手、腰、足の順序で赤ちゃんの身体機能は徐々に発達していきます。

**1) まず、赤ちゃんが初めて身体を動かし始めるのは、首が座って寝返りを打つ頃です。生後6ヶ月前後で首が安定し、寝返りが打てるようになります。**



2) その後、寝返り返りができるようになり、うつぶせの状態であ腕の筋力を使って上半身を起こすようになり、お座りへと移行していきます。



3) お座りが始まる時期としては、生後5ヶ月～6ヶ月くらいが平均的です。この段階は、まだお座りが不安定でグラグラしていますが、徐々に腰回りの筋肉がしっかりしてくると1人でも安定して座れるようになります。





4) 安定したお座りができるようになると、お腹を床にすりながら移動する「ずりばい」がスタートします。



5) ずりばいができるようになったら、はいはいに移行し、前に後ろに進んで行けるようになります。



# 赤ちゃんの身体機能の発達の時期



・ 保育における養護と教育

保育

=

養護

+

教育

養護及び教育を  
一体的に行う

子どもの生命の保持  
及び情緒の安定を図  
るために行う援助や関  
わり

子どもが健やかに成  
長し、その活動がより  
豊かに展開されるため  
の発達への援助



教育原理

## 養護と教育が一体的に提供されることの意味 ～現在の指針の考え方を整理～

○ 保育所は、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする福祉施設（児童福祉法の要請）＝保護者の就労、病気、同居親族の介護などにより、日中、家庭で生活を送ることができない状態 → 人間形成の基礎を培う重要な時期に、生活時間の大半を保育所で過ごす

〔養護〕子どもが安定した生活を送るために必要な基礎的事項（生命の保持及び情緒の安定に関わる事項）を得させること

〔教育〕生涯にわたる人間形成の基礎づくりへ向けて、生きる力（注1）やライフスキル（注2）を指向しながら、健全な心身の発達を助長すること

（注1）自分で課題を見付け、自ら学び自ら考える力、正義感や倫理観などの豊かな人間性、健康や体力

（注2）日常生活で生じる様々な課題や要求に対して、建設的かつ効果的に対処するために必要な能力（世界保健機構が重視）

○子どもに対する**保育士の関わりとの関係**では、養護と教育は、以下のように整理される。

### **養護** 【保育士の関わりとの関係】

子どもが安定した生活と充実した活動ができるようにするために、子どもの状況に応じて**保育士が適切に行う**

### **教育** 【保育士の関わりとの関係】

子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度について、5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）のねらいを達成するために、**子どもの自発的、主体的な活動を保育士が援助**

厚生労働省HP～抜粋

# 保育における養護とは . . . .

保育所保育指針解説より

『保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。』

**養護** → 子どもが心身ともに心地よいと感じる環境を整え、子ども自身が主体的に育つための援助を行うことを指す

# 保育における教育とは・・・

保育所保育指針解説より

『「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である。』

## 教育とは➡

子供の感じる・気付く・探る・考えるといった興味や関心を引き出す援助のこと。

以下、五領域としてねらいと内容が定義づけられている。

○健康   ○人間関係   ○環境   ○言葉   ○表現



教育面で保育のねらいを立てる時→5つ側面から保育所を卒園するまでに育つことが望ましい「心情」「意欲」「態度」

「心情」 ➡ 味わう・楽しむ・親しむ・～を持つ

「意欲」 ➡ 十分に～する・進んで～しようとする・自分から～関わる、など

「態度」 ➡ ～を身につける・豊かにする・わかるようになる、など

保育所保育指針では、養護をさらに「**生命の保持**」「**情緒の安定**」の2項目に分け、それぞれにねらいと内容を定めている。

## 「**生命の保持**」

生命の保持は、眠い時に寝る・お腹が空いたらご飯を食べる・過ごしやすい環境を整えるなどの援助を行い、子どもが健康で安全に生活できるようにすること。

## ねらい

『一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。』

## 「生命の保持」 内容

○一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。

○家庭との連携を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める。

○清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活のリズムがつけられていくようにする。

○子どもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取ることができるようにする。また食事、排泄、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助する。

# 具体的にどんなこと？「声掛けを予測してみよう」

- ・暑くなったら薄着になる➡
- ・汗をかいたら着替える➡
- ・ご飯を自分で食べる➡
- ・鼻水がでたらティッシュで拭く➡
- ・排せつをしたくなったらトイレに行く➡

※保育士が行わなければ乳幼児が一人でできない事

## 「情緒の安定」とは

情緒の安定は、抱きしめる・受け入れるなど、子どもが落ち着いて過ごせるような援助を行い、自己肯定感を抱けるようにすること

### ねらい

『 一人一人の子どもが、安定感をもって過ごせるようにする。一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。一人一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。』

## 「情緒の安定」 内容

○一人一人の子どもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉がけを行う。

○一人一人の子どもの気持ちを受容し、共感しながら、子どもとの継続的な信頼関係を築いていく。

○保育士等との信頼関係を基盤に、一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信をもつことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。

○一人一人の子どもの生活のリズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息が取れるようにする。

「保育指針より抜粋」

## 具体的にどんなこと？

「声掛けを予測してみよう」

- ・子どもの気持ちを受け止める➡
- ・ありのままの自分であることを認める➡
- ・言葉にできない思いを感じ取る➡
- ・うなづいたりスキンシップを取ったりする➡
- ・怒ったり、喜んだり、悲しんだりといった感情を表し、認められることで安心感を得る。➡

※感情を抑えつけるのではなく、感情をコントロールできるようにするためにも、子どもの情緒の育ちを図ることが大切。安心感や信頼感を得て、自己肯定感を抱けるように援助することが情緒の安定の項目に入る。

## 2、母親の就労を支援する P16

### ○2016年の社会問題

- ・ 待機児童問題「入所させたくとも出来ない」
- ・ 「保育園落ちたら日本死ね」のブログ書きこみ

### ○平成29年度少子化対策白書

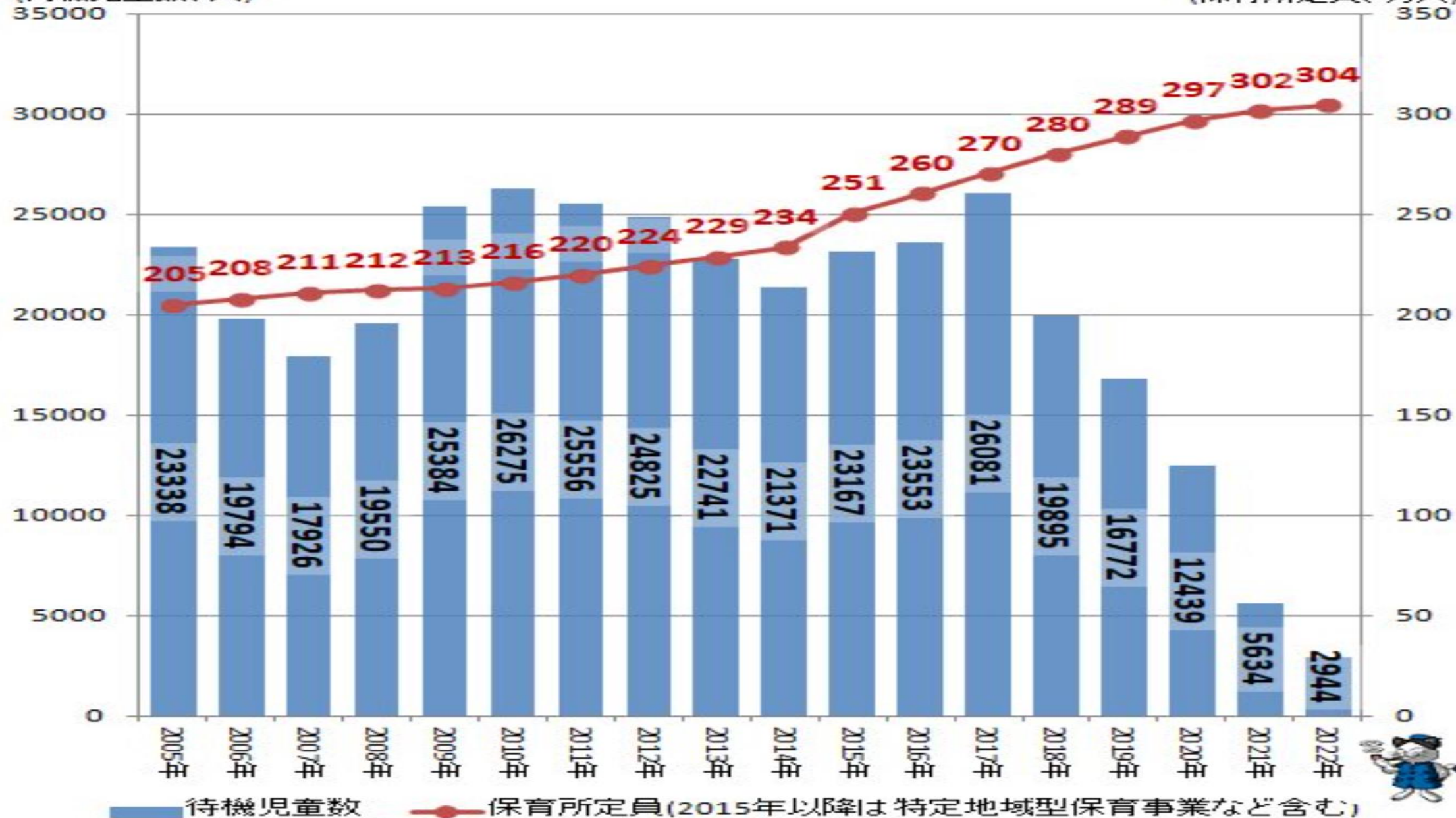
- ・ 2017年6月「\*子育て安心プラン」公表
- ・ 2022年（平成34）年度末までの5年間女性就業率80%に
- ・ 対応32万人分の保育の受皿を整備
- \* 子育て安心プラン 2019年度末までの3年間で全国の待機児童を解消する
- ・ 女性が自分のライフスタイルに応じた働き方をしながら安心して子育て出来る社会の構想



# 待機児童数と保育所定員(各4月1日時点)

(待機児童数、人)

(保育所定員、万人)



# 女性の就業率と保育所等利用率の関係

女性の就業率の上昇は、保育の受け皿拡大が支えている

女性の就業率（25～44歳）と保育所等利用率の推移

